

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年5月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月21日から同年6月10日まで縦覧に供する。

平成26年5月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 寺井2号地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 遠田地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西原地区	”
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 前場下井地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 讃王地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 高柳地区	”